

北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

道人事委員会規則	ページ
○北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	1
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	1
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	3
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	3
○宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	3
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	3
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	4
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	4
○北海道職員等の旅費支給規則及び船員等の旅費の支給に関する規則を廃止する規則	5

道人事委員会規則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則7-1488

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-28）の一部を次のように改正する。

第2条及び第2条の2を次のように改める。

第2条及び第2条の2 削除

第3条第1項中「第5条、」を削る。

附則

- この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前において現に北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第68号）による改正前の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）第5条の規定により多学年学級

担当手当を支給されていた学校職員については、この規則による改正前の北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第2条及び第3条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第2条第1項中「条例第5条」とあるのは「北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第68号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するとされた同条例による改正前の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「令和7年改正条例による改正前の条例」という。）第5条」と、同条第2項中「条例第5条」とあるのは「令和7年改正条例による改正前の条例第5条」と、同項各号並びに同条第3項及び第4項中「7,350円」及び「6,090円」とあるのは「1,500円」と、改正前の規則第3条第1項中「条例第5条」とあるのは「令和7年改正条例による改正前の条例第5条」とする。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則7-1489

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-137）の一部を次のように改正する。

附則別表及び別表を次のように改める。

附則別表

職員の区分	第2条第2項の職を占める職員	第2条第3項の職を占める職員
期間の区分		
1年未満	36,500円	40,700円
1年以上2年未満	36,500	40,700
2年以上3年未満	36,500	40,700
3年以上4年未満	36,500	40,700
4年以上5年未満	36,500	40,700
5年以上6年未満	36,500	40,700
6年以上7年未満	35,200	40,700
7年以上8年未満	34,000	37,900
8年以上9年未満	32,700	35,100
9年以上10年未満	31,400	32,300

10年以上11年未満	30,200	29,500	1年以上2年未満	417,600	310,800	186,000	52,100	58,100
11年以上12年未満	28,900	26,700	2年以上3年未満	417,600	310,800	186,000	52,100	58,100
12年以上13年未満	27,700	23,900	3年以上4年未満	417,600	310,800	186,000	52,100	58,100
13年以上14年未満	26,400	21,100	4年以上5年未満	417,600	310,800	186,000	52,100	58,100
14年以上15年未満	25,400	18,300	5年以上6年未満	417,600	310,800	186,000	52,100	58,100
15年以上16年未満	24,400	15,500	6年以上7年未満	417,600	310,800	186,000	50,300	58,100
16年以上17年未満	23,500	12,700	7年以上8年未満	417,600	310,800	186,000	48,500	54,100
17年以上18年未満	22,500	9,900	8年以上9年未満	417,600	310,800	186,000	46,700	50,100
18年以上19年未満	21,500	7,100	9年以上10年未満	417,600	310,800	186,000	44,900	46,100
19年以上20年未満	20,500	4,300	10年以上11年未満	417,600	310,800	186,000	43,100	42,100
20年以上21年未満	19,500		11年以上12年未満	417,600	310,800	186,000	41,300	38,100
21年以上22年未満	19,100		12年以上13年未満	417,600	310,800	186,000	39,500	34,100
22年以上23年未満	18,700		13年以上14年未満	417,600	310,800	186,000	37,700	30,100
23年以上24年未満	18,000		14年以上15年未満	417,600	310,800	186,000	36,300	26,100
24年以上25年未満	17,600		15年以上16年未満	417,600	310,800	186,000	34,900	22,100
25年以上26年未満	17,200		16年以上17年未満	413,200	307,500	184,400	33,500	18,100
26年以上27年未満	16,700		17年以上18年未満	408,800	304,200	182,800	32,100	14,100
27年以上28年未満	16,300		18年以上19年未満	404,400	300,900	181,200	30,700	10,100
28年以上29年未満	15,800		19年以上20年未満	400,000	297,600	179,600	29,300	6,100
29年以上30年未満	15,500		20年以上21年未満	395,600	294,300	178,000	27,900	
30年以上31年未満	15,300		21年以上22年未満	381,600	283,300	170,500	27,300	
31年以上32年未満	14,800		22年以上23年未満	365,100	271,300	162,100	26,700	
32年以上33年未満	14,200		23年以上24年未満	348,600	258,800	153,700	25,700	
33年以上34年未満	13,600		24年以上25年未満	332,100	246,300	145,200	25,100	
34年以上35年未満	13,100		25年以上26年未満	315,600	233,800	136,700	24,500	

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第1項第1号の職を占める職員	第2条第1項第2号の職を占める職員	第2条第1項第3号の職を占める職員	第2条第2項の職を占める職員	第2条第3項の職を占める職員
1年未満	円 417,600	円 310,800	円 186,000	円 52,100	円 58,100

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1490

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第29条の8第1項第1号中「100分の119.5以上100分の315」を「100分の120.75以上100分の318.75」に、「100分の143.5以上100分の375」を「100分の144.75以上100分の378.75」に改め、同項第2号中「100分の111.5以上100分の119.5」を「100分の112.75以上100分の120.75」に、「100分の132.5以上100分の143.5」を「100分の133.75以上100分の144.75」に、「100分の87.5以上100分の262.5」を「100分の88.75以上100分の266.25」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の104.75」に、「100分の123.5」を「100分の124.75」に、「100分の77.5」を「100分の78.75」に改め、同項第4号中「100分の97」を「100分の98.25」に、「100分の116」を「100分の117.25」に、「100分の71」を「100分の72.25」に改める。

第29条の8の2第1号中「100分の51」を「100分の52.25」に、「100分の61」を「100分の62.25」に改め、同条第2号中「100分の49.5」を「100分の50.75」に、「100分の59.5」を「100分の60.75」に改め、同条第3号中「100分の48.5」を「100分の49.75」に、「100分の58.5」を「100分の59.75」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1491

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第16条の2第3項」を「第16条第3項」に改める。

第8条第4項の表加算額の欄中「5,100円」を「5,300円」に、「8,000円」を「8,400円」に、「10,900円」を「11,500円」に、「13,800円」を「14,600円」に、「16,700円」を「17,700円」に、「19,600円」を「20,800円」に、「22,400円」を「23,900円」に、「24,200円」を「27,100円」に、「26,000円」を「30,300円」に、「27,800円」を「33,500円」に、「29,600円」を「36,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1492

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-285）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「2万1,000円」を「2万2,500円」に改め、同項第3号中「7,400円」を「7,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1493

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則7-404）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「備考(2)に規定する」の次に「職務の級が3級である学校職員で」を、「である者」の次に「とし、同備考(2)に規定する職務の級が4級である学校職員で人事委員会規則で定める職員は、同項に規定する者のうちその職務の級が4級である者」を加える。

第4条第2項中「備考(2)に規定する」の次に「職務の級が3級である学校職員で」を、「である者」の次に「とし、同備考(2)に規定する職務の級が4級である学校職員で人事委員会規則で定める職員は、同項に掲げる者のうちその職務の級が4級である者」を加える。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1494

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4 経験年数換算表（第6条関係）

経験		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{100}{100\text{ 以下}}$
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100\text{ 以下}}$
	その他の期間	$\frac{25}{100\text{ 以下}}\text{ (部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合)}$ $\frac{50}{50\text{ は、100 以下}}$

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1495

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係） 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分 号俸	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1から4まで	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5から8まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9から12まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13から16まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17から20まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21から24まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25から28まで	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29から32まで	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33から36まで	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37から40まで	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41から44まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45から48まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49から52まで	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53から56まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57から60まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61から64まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65から68まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69から72まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73から76まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77から80まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81から84まで	2,800	3,800	4,800	5,200	
	85から88まで	2,800	3,800	5,000	5,200	
	89から92まで	2,900	3,900	5,000	5,200	
	93から96まで	3,000	4,000	5,000	5,200	
	97から100まで	3,100	4,100	5,100		
	101から104まで	3,100	4,200	5,100		

	105から108まで	3,200	4,300	5,100				49から52まで	2,300	3,200	4,200	5,100		
	109から112まで	3,200	4,400					53から56まで	2,400	3,300	4,400	5,100		
	113から116まで	3,200	4,400					57から60まで	2,400	3,400	4,400	5,200		
	117から120まで	3,300	4,500					61から64まで	2,500	3,500	4,500	5,200		
	121から124まで	3,300	4,600					65から68まで	2,600	3,700	4,700	5,200		
	125から128まで	3,300	4,700					69から72まで	2,600	3,800	4,700	5,200		
	129から132まで		4,700					73から76まで	2,700	3,800	4,700	5,200		
	133から136まで		4,700					77から80まで	2,800	3,900	4,700			
	137から140まで		4,700					81から84まで	2,800	4,000	4,800			
	141から144まで		4,700					85から88まで	2,800	4,100	5,000			
	145から148まで		4,800					89から92まで	2,900	4,200	5,000			
	149から152まで		4,900					93から96まで	3,000	4,300	5,000			
	153から156まで		4,900					97から100まで	3,100	4,400	5,100			
	157		4,900					101から104まで	3,100	4,400	5,100			
	定年前再任 用短時間勤 務職員	2,200	2,600	3,200	3,500	4,400		105から108まで	3,200	4,500	5,100			
								109から112まで	3,200	4,600				
								113から116まで	3,200	4,700				
								117から120まで	3,300	4,700				
								121から124まで	3,300	4,700				
								125から128まで	3,300	4,700				
								129から132まで	3,400	4,700				
								133から136まで	3,400	4,800				
								137から140まで	3,400	4,900				
								141から144まで	3,500	4,900				
								145から148まで	3,500	4,900				
								149から152まで	3,500					
								153	3,500					
	定年前再任 用短時間勤 務職員							定年前再任 用短時間勤 務職員	2,200	2,600	3,200	3,500	4,400	

備考 「中学校及び小学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。

別表第2 (第3条関係) 高等学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分 号俸	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1から4まで	円 1,300	円 1,700	円 2,800	円 4,000	円 5,100
	5から8まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9から12まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13から16まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17から20まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21から24まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25から28まで	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29から32まで	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33から36まで	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37から40まで	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41から44まで	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45から48まで	2,200	3,000	4,100	5,000	

備考 「高等学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)をいう。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

北海道職員等の旅費支給規則及び船員等の旅費の支給に関する規則を廃止する規則をここ

に公布する。

令和7年12月26日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則7-1496

北海道職員等の旅費支給規則及び船員等の旅費の支給に関する規則を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7-6）
- (2) 船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-85）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正)
- 2 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2-45）の一部を次のように改正する。
別表第2個別事項中第50号及び第51号を削り、第52号を第50号とし、第53号を第51号とし、第54号を第52号とする。